

〔解 説〕

1) 不適切である

特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢の引き上げスケジュールは、第1号厚生年金被保険者（会社員）に係る被保険者期間については、女性は男性の5年遅れで実施されています。従って、1962（昭和37）年4月2日～1964（昭和39）年4月1日生まれの女性は、1957（昭和32）年4月2日～1959（昭和34）年4月1日生まれの男性の支給開始年齢である63歳から、特別支給の老齢厚生年金を受給することができます。

なお、第2号～第4号厚生年金被保険者（公務員等）に係る被保険者期間については、女性も男性と同じスケジュールで特別支給の支給開始年齢の引き上げが行われています。

2) 不適切である。

平均標準報酬額^{※1}に乗ずる率は原則として1000分の5.481であり、1946（昭和21）年4月1日以前に生まれた者については乗率が異なります。なお、選択肢の1000分の7.125は平均標準報酬月額^{※2}に乗ずる率です。1000分の7.125、1000分の5.481といった乗率を正確に覚えられない場合でも、総報酬制の実施前後で乗率が異なる点を理解しておく必要があります。

※1 平均標準報酬額…2003（平成15）年4月以降（総報酬制実施後）の標準報酬月額と標準賞与額の総額を当該被保険者期間の月数で除した額

※2 平均標準報酬月額…2003（平成15）年3月以前（総報酬制実施前）の標準報酬月額の総額を当該被保険者期間の月数で除した額

3) 適切である。

加算の対象となる配偶者が、年金額の計算の基礎となる被保険者期間が20年以上の老齢厚生年金を受ける権利があるとき、障害厚生年金、障害基礎年金の支給を受けられるときは加給年金額が支給停止されます。

なお、2022（令和4）年4月より、在職により全額支給停止されている場合など実際に老齢厚生年金を受け取っていない場合も含め、受け取る権利がある場合は支給停止されることとなりました（経過措置あり）。

4) 不適切である。

経過的加算の額は、特別支給の老齢厚生年金の定額部分として計算した額から、厚生年金保険の被保険者期間のうち、1961（昭和36）年4月以降で20歳以上60歳未満の期間の老齢基礎年金相当額として算出した額を差し引いた額です。

経過的加算は、当面の間、老齢基礎年金の額が定額部分の額を下回ることからその差額を支給するために設けられたものであることや、20歳未満または60歳以上の厚生年金保険の被保険者期間は合算対象期間に該当するため老齢基礎年金の額に反映されないことを踏まえれば、不適切であることを導けます。